

事 務 連 絡

平成 21 年 7 月 2 7 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター
(集団発生) サーベイランスへの協力について

標記については、平成 21 年 6 月 30 日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」(厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。以下「6月30日事務連絡」という。)(別添1)において協力をお願いしていたところですが、今般、その具体的内容について、平成 21 年 7 月 24 日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。以下「7月24日本部事務連絡」という。)(別添2)のとおり整理され、同日から運用されることとなりましたのでお知らせいたします。

社会福祉施設等に対しては、引き続き施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められていますので、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、社会福祉施設等における対応については、7月24日本部事務連絡の別添1第2ウのとおりであり、6月30日事務連絡においてお示した内容からの変更はありません。